

群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領(以下「事務処理要領」という。)は、群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第5条の規定に基づき、群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金の受給資格認定等にかかる事務手続き等に関し、必要な事項を定める。

(受給資格の認定および通知等)

- 第2条 交付要綱第5条に規定する認定の申請は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等のうち、群馬県内に所在するものであって地方公共団体以外が設置する高等学校等(以下「対象校」という。)に在学する生徒等(以下「生徒等」という。)が、認定申請書等(「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金受給資格認定申請書(様式第1号又は第1号の2)」に、保護者等(法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)の課税証明書等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下「政令」という。)第1条第2項に規定する市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額を明らかにすることができる市町村(特別区を含む。)の長の証明書その他の書類をいう。以下「課税証明書等」という。)を添付したものをいう。以下同じ。)を、当該生徒等が在学する対象校の設置者(以下「設置者」という。)を通じて、知事に提出することによって行うこととする。
- 2 設置者は、生徒等から前項に規定する認定申請書等の提出があったときは、これに「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金受給資格認定申請者一覧(様式第2号)」を添えて知事に提出するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、生徒等の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、当該設置者に通知するものとする。
 - 4 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒等に通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

- 第3条 前条の受給資格の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)は、知事に対し、収入状況届出書等(「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金収入状況届出書(様式第1号)」に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。以下、同じ。)を届け出なければならない。
- 2 前項に規定する届出は、受給権者が、毎年度、知事の定める日までに、収入状況届出書等を、設置者を通じて、知事に提出することによって行わなければならない。ただし、第4条の規定により学び直し支援金の支給が停止されている場合にあつては、第5条の規定により行うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者にかかる保護者等の収入の状況について変更があったとき(保護者等の変更を含む。)は、収入状況届出書等を、設置者を通じて、知事に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。
 - 4 設置者は、受給権者から前3項の規定による収入状況届出書等の提出があったときは、これに「群馬

県私立高等学校等学び直しのための支援金収入状況届出者一覧(様式第3号)」を添えて知事に提出するものとする。

- 5 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、生徒等の保護者等の収入状況を審査し、審査結果を当該設置者に通知するものとする。
- 6 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒等に通知しなければならない。

(支給の停止)

第4条 受給権者が対象校を休学する場合においては、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金の支給停止申出書(様式第4号)」を、設置者を通じて、知事に提出しなければならない。

- 2 設置者は、受給権者から前項の規定による申出があったときは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金支給停止申出者一覧(様式第5号)」を添えて知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申出に基づき学び直し支援金の支給の停止を決定したときは、当該設置者に通知するものとする。
- 4 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒等に通知しなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、受給権者が休学等により授業料が発生していない場合には、その月の学び直し支援金は支給しない。

(支給の再開)

第5条 前条の規定による支給停止の決定を受けた受給権者が、休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望するときは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金の支給再開申出書(様式第6号)」に、収入状況届出書等を添付して、設置者を通じて知事に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書のみを提出すれば足りる。

- 2 設置者は、受給権者から前項の規定による申出があったときは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金支給再開申出者一覧(様式第7号)」を添えて知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申出に基づき学び直し支援金の支給を再開したときは、当該設置者に通知するものとする。
- 4 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒等に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第6条 設置者は、受給権者の受給資格が消滅したときは、「群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金受給資格消滅者一覧(様式第8号)」を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、審査の上その結果を当該設置者に通知するものとする。
- 3 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒等に通知しなければならない。

(授業料額の変更)

第7条 設置者は、受給権者の授業料額の変更があったときは、「授業料減免に係る授業料額の変更届（群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金関係）（様式第9号）」を速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に基づき学び直し支援金の支給額を変更した場合は、当該設置者に通知するものとする。

3 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒等に通知しなければならない。

（家計急変支援）

第8条 学び直し支援金における家計急変支援にかかる事務手続き等については、就学支援金制度と同様とする。

（その他）

第9条 この事務処理要領に定めのない事項その他学び直し支援金の受給資格認定等にかかる事務手続きに関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。